

国の持続化給付金の対象者も申請可能

対象要件緩和

鬼北町企業応援給付金

鬼北町では新型コロナウイルス感染症により、売上減少等の影響を受けた事業者に対し、以下の支援制度を実施します。

■給付額 法人 50万円 個人事業者 25万円

※対象とする3か月分の売上差額を上限。

※3か月分の売上差額が基準額以上の場合に限る。(法人20万円 個人10万円)

■支給対象(以下全部に該当)

(1) 連続した3か月の売上が、前年同期比で20%以上減少している者。

~~※国、県が実施する売上減少に対する給付金、支援金等の対象者を除く。~~

(2) 町内に住所(法人の場合は所在地)、店舗又は事務所を有する者。

(3) 事業活動を行う者。

(4) 町税を滞納していない者。

(5) 農林漁業事業者でない者。(法人を除く)

(6) 国の持続化給付金制度に定める不給付要件に該当しない者。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する暴力団の構成員等でない者。

《売上減少分の計算方法》

前年連続3月の売上(事業収入) - 今年同3月売上(3月合計比▲20%以上)

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同3か月合計比で売上が20%以上減少した3か月について事業者の方が選択。

※昨年創業した方についても、要件を満たす場合に給付。

問い合わせ先 鬼北町企画振興課 TEL 0895-45-1111

鬼北町商工会 TEL 0895-45-0813



国の持続化給付金の対象者も申請可能

対象要件緩和

鬼北町企業応援給付金

■申請

1.必要書類

- 企業応援給付金申請書と誓約・同意書（申請書裏面）
 - ・記入例を参考に記入して下さい。
- 申告書（控）
- 町税について未納のないことが確認できる書類
 - ・完納証明書など（証明書発行等については、町税務部署に確認して下さい。）
- 受取口座の通帳の写し
 - ・金融機関、種別、口座、名義人の確認できる部分
- 減収3か月、前年同期3か月の売上高の確認できる書類
 - ・売上帳簿など売上（事業収入）、売掛金（未収金）等が確認ができる書類
- 代表者、事業内容等の確認できる書類
 - ・法人登記簿の写し、または事業内容の確認できる書類など
- 本人確認書類【個人事業者の場合】
 - ・運転免許証、個人番号カードなど
 - （代理人による申請の場合は法人・個人にかかわらず確認書類が必要。）

2.申請期限 令和3年2月1日

- ・期間内に申請できない理由のある方は、事前にご連絡ください。

3.申請先 **鬼北町商工会【〒798-1342 鬼北町大字近永1214（近永保育所横）】**

4.申請方法 **窓口申請**

- ・窓口での申請が困難な方については、事前にご連絡ください。

5.その他

- 記入漏れや書類不備等により、連絡した期日までに補正がされない場合、また、連絡が取れない場合は取下げ扱いとなります。（申請書裏面をご確認下さい。）
- 給付申請の内容審査期間は申請後2週間程度を予定していますが、審査に時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 審査終了後、支給予定日記載の決定通知書を送付いたします。
（不支給の場合についても、不支給決定通知書を送付。）

問い合わせ先 鬼北町企画振興課 TEL 0895-45-1111

鬼北町商工会 TEL 0895-45-0813

